

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成一四年一二月六日法律第一三九号)

一、提案理由(平成一四年一〇月三〇日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣 まず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、国の規制の撤廃または緩和の一層の進展等の内外の社会経済情勢の変化に伴い、法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数のすぐれた法曹が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、法曹養成の基本理念並びに法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及びすぐれた資質を有する多数の法曹の養成を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、法曹の養成は、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携のもとに、法科大学院において、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了認定を行うこととするとともに、法科大学院における教育との有機的連携のもとに、司法試験において、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこととし、司法修習生の修習において、裁判官、検察官または弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを基本として行われるものとしております。

第二に、法曹の養成に関する国の責務について所要の規定を置くとともに、国または政府が必要な施策等を講じなければならないものとしております。

第三に、法科大学院の教育の充実に関する大学の責務及び法科大学院の教育研究活動の状況についての適格認定について所要の規定を置いております。

第四に、法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならないものとし、両大臣の関係について所要の規定を置いております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

……………(略)……………

二、衆議院法務委員長報告(平成一四年一二月二日)

佐藤剛男君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案について申し上げます。

本案は、多数のすぐれた法曹が求められている状況にかんがみ、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項などを定めようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、去る十月二十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、委員会においては、翌三十日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一月一日から質疑に入り、六日には文部科学委員会との連合審査会を行い、八日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、本日質疑を終局し、直ちに採決を行った結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月二日）

（司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平一四法一三八）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（平成一四年一月二九日）

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、文教科学委員会との連合審査、参考人からの意見聴取を行うとともに、新たな法曹養成制度と法科大学院の理念、司法試験予備試験の在り方、学生への新たな公的財政支援を含む奨学金制度の拡充、法科大学院の適正配置の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合の福島委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

続いて、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月二八日）

（司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平一四法一三八）の附帯決議と一括して掲載）